

神戸石炭訴訟 気候変動を防ぐ、大気汚染を防ぐ、そして子どもたちに未来をつなぐ。

News Letter

vol.21

最終号

発行／2025年 11月12日 発行者／神戸の石炭火力発電を考える会
〒657-0051 神戸市灘区八幡町4-99-22(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

-判決を受けて、共に歩んできた皆さまへ-

神戸石炭訴訟 —6年半の歩みを振り返って—市民の思いからはじまった訴訟

2018年9月の提訴から6年半。「気候変動を防ぐ、大気汚染を防ぐ、そして子どもたちに未来をつなぐ。」
——そんな市民の願いを胸に、日本で初めての本格的な気候変動訴訟としてスタートしました。

神戸製鋼の石炭火力発電所の建設をめぐり、私たちは二つの裁判を闘ってきました。

建設・稼働の差し止めを求める民事訴訟は2018年9月に提訴。当時、兵庫県の公害調停で協議が続いていました。続く同年11月には、建設を認めた国の認可の取り消しを求めて行政訴訟を提起しました。新設の石炭火力発電所をめぐる裁判で、民事と行政の二つを同時に進めたのは神戸石炭訴訟だけであり、サポーターのみなさまの支えがなければ成し得ませんでした。

司法の壁と、そこから得た確かな手応え

行政訴訟の審理は先に進み、2023年3月9日、最高裁判所は上告を棄却・却下。残念ながら、私たちの訴えは最終的に退けられました。民事訴訟も同様に厳しい結果となりましたが、訴訟を通じて私たちは社会に「石炭火力と気候危機」という問題を広く問うことができました。

裁判の間では、気候変動がもたらす被害の深刻さ、行政の審査の不十分さ、市民の健康と未来への影響を具体的に示してきました。これらの記録は、今後の気候訴訟や政策議論に活かされる大切な財産となります。

つながり、学び、動き出した市民の力

この6年半で、私たちは多くの方々と出会い、学び、つながり、そして「気候危機に向き合う市民の力」を確かに感じました。環境アセスメントの意見提出、署名、法廷や報告会での応援、写真展や学習会への参加など、一つひとつの行動がこの訴訟を支え、「もう新たな石炭火力は要らない」という流れを確実に広げてきました。

感謝とこれから

裁判の結果は厳しいものでしたが、私たちはこの訴訟で得た経験を次の一歩につなげます。司法の限界を感じつつも、市民が声を上げ、記録し、社会へ問うことの意味を改めて確信しました。今後、これまでの市民運動、裁判の経過について、記録誌を編纂する予定です。(※今後については4ページに記載)

気候危機は続いています。神戸から始まったこの訴訟の思いを、これからも市民一人ひとりの行動へ、そして次の世代へとつないでいきます。こうした思いを具現化する動きがすでに生まれています。

名古屋地裁では、若者を中心に構成された原告団が、神戸製鋼所・関西電力らを被告として、1.5℃目標と整合する削減計画の実行を求める「若者気候訴訟」を2024年8月に提起しました。

神戸石炭訴訟の原告・弁護団は、この若者気候訴訟を後に続く訴訟としてサポートするべく、関係者による傍聴支援や交流を実施しています。神戸で私たちが切り拓いた気候訴訟の経験が、次の世代へと受け継がれています。ぜひ、サポーターのみなさまからも、若者気候訴訟にご注目いただけますと幸いです。そして、長きにわたるご支援とご関心に、心より感謝申し上げます。

神戸製鋼石炭火力発電所稼働差止請求訴訟 大阪高裁判決について

2025/5/1
神戸石炭訴訟原告・弁護団

2025年4月24日、大阪高等裁判所は、神戸市灘区において2022年及び23年に稼働を開始した株式会社神戸製鋼所(以下「神戸製鋼」)の新設石炭火力発電所2基(以下「新設発電所」)を対象として、地域住民らが2030年までのCO₂排出の半減などを求めた訴訟につき、原告の請求を退けた一審判決を支持し控訴を棄却する判決を下しました。

控訴審判決は、PM2.5をはじめとする大気汚染やCO₂の大量排出による人格権侵害について、健康被害や気候災害の具体的危険がないなど、ほぼ一審判決と同じ理由により、新設発電所の稼働の差止請求を否定しました。

私たちは、控訴審において新たに、気温上昇が1.5℃を超えない状態において健康で幸福に生きる権利に基づく、2030年におけるCO₂排出の削減(半減)請求権を主張し、この請求権についての判断に特に注目していました。IPCCの最新の科学的知見によれば気候危機に対してCO₂排出削減のペースを速めることが極めて重要だからです。

この点、控訴審判決は、人権侵害を回避するためには、①1.5℃目標の下での世界各地からの多様なCO₂排出の急激な削減、②カーボンニュートラルの実現、③CO₂濃度の上昇の緩和から安定化へ、④1.5℃目標の達成、⑤人権保護といった経路を辿る必要があるとし、1.5℃目標の達成が人権保護に関わることは認めています。ところが、悪化する気候変動の中で、私たちが共通して脅かされていると主張した「健康で幸福に生きる権利」について、判決は、「生活環境の著しい変化によって失われつつある従前の生活を送る利益」は、人格権の中核である生命、身体、健康との関係では間接的な利益だとしたうえで、概念が抽象的で個々人によって保護法益の範囲が大きく変容することなどを理由に、その権利性を否定しました。

また、2030年において、計画排出量の50%削減を超えて新設発電所からCO₂を大量に排出し続けることは、受忍限度を超えて違法だとする私たちの主張についても、カーボンバジェットを基準としたCO₂削減を義務付ける法令上の根拠は存在しないなどとして退けました。

控訴審においては、気候変動による近年の生活環境の急激な悪化と、残されたカーボンバジェットの減少の中で、石炭火力発電所からの排出削減を特に優先的に行うべきことを専門家の証言などを通じて立証してきました。にもかかわらず、気候変動による被害の深刻化と対策の遅れに対する切迫感や、新しい困難な課題に司法がどう真摯に取り組むべきかという悩みを本判決から読み取ることは困難です。裁判所は、あくまで公害訴訟の伝統的な法的枠組みに依拠して人権救済の可能性を否定しています。気候変動という新しい形の人権侵害に対して、積極的に人権保護の役割を果たそうとする判決が世界では相次いでいますが、日本の裁判所は自らの役割を放棄したのも同然です。

以上のとおり、本判決は気候変動により深刻化する人権侵害の防止への新たな展望を示すことすら怠る極めて不当な判決です。

しかし、このような危機感と責任感の欠如は、政界、経済界、マスコミ、市民も含めた日本の世論の現状、そして「変わらない日本」の反映といえるかもしれません。私たちは、今こそ生活のあらゆる場面において、気候危機の進行と不完全な対策の実情を客観的に見つめ、CO₂排出削減への大きな世論を巻き起こすことが求められていることを改めて痛感しました。

2018年9月に提訴した本訴訟は、気候変動による人権侵害を理由にCO₂の大量排出行為を正面から争った、日本で初めての本格的な気候変動訴訟であり、裁判所に、そして社会に対して大きな問題提起を行い、議論を巻き起こしてきました。世界では多数の気候変動訴訟が提起されてきた中で、日本国内での訴訟は少数にとどまっていたましたが、本訴訟に引き続いて、複数の気候変動訴訟が提起されるに至っています。中でも、昨年は、全国の若者が多くの火力発電所事業者に対してCO₂排出の削減を求める「若者気候訴訟」が提起され、本裁判の終盤には多くの若い世代からの応援と参加が得られました。今後、新たに多様な訴訟等が提起されていくことが見込まれます。本訴訟は、日本の司法の場において、気候変動についての法的責任、気候変動対策を問うていくことの道筋を作ったものといえます。

気候変動の深刻な被害者である、若い世代にバトンを引き継ぐことは、私たちの未来への希望にもつながります。今後私たちは、本訴訟で培った経験を活かし、司法の場を中心に気候変動についての責任と対策を問う人々や世論を一層喚起する運動を支援してまいります。

私たちは、以上のような考えのもと、本訴訟については、最高裁に対して上告をしないことに決めました。最後に、この裁判に対するこれまでの皆さまの励ましに感謝しつつ、今後の運動の継続へのご支援とご理解をお願い申し上げます。

判決当日の様子



判決期日には、多くの方に駆けつけていただき、ありがとうございました。また、判決を見届けに来てくださった学生さんたちが、判決後の旗出しのアクションに参加してくれました！

2018年から、2つの気候訴訟を闘ってきた「神戸石炭訴訟原告・弁護団」は、11月29日に総括・解散式を行い、訴訟活動の終了を確認することとしました。これまでの長年のご支援、重ねてお礼申し上げます。そして、訴訟活動を支えてきた「神戸の石炭火力発電を考える会」については、4基の石炭火力発電所による環境問題に向き合いながら、以下の活動に取り組む方針です。今後も、引き続きのご支援を賜れますと幸いです。

なお、訴訟サポーター制度については、原告・弁護団の解散に伴って終了します。お預かりした資金は、以下の取り組みへの支出に充当し、活動を展開していきます。

①訴訟活動の成果をとりまとめた冊子の発行

2017年に兵庫県へ申請した、公害調停から始まり、2つの裁判へと発展した、神戸発電所3-4号機の新設を巡る法的手続きは、多くの県民、日本各地の市民によってなし得た大きな財産であると考えています。また、現在、若者気候訴訟(2024年8月に提訴 名古屋地裁)が係属中であり、今後も気候訴訟の増加が期待されます。先陣を切った神戸石炭訴訟が切り拓いてきた道筋は、後進の気候訴訟に貢献するとともに、学術的な研究の前進へ寄与するものと考えています。そこで、2つの訴訟(民事・行政)の活動の成果をとりまとめた冊子の発行を原告・弁護団において検討しています。

②アンモニア混焼への対応

神戸製鋼所は、神戸発電所1-4号機において、石炭に20%のアンモニア混焼を行ない、2050年に向けてアンモニア100%の火力発電を視野に取り組みを進めています。すでに、国の支援策の一つである、長期脱炭素電源制度において、神戸発電所1-2号機のアンモニア混焼が落札されており、長期間にわたる投資回収が保証されています。アンモニア混焼は、石炭火力の延命策であり、脱炭素の取り組みを阻害するものです。また、周囲への環境影響も懸念されることから、その動向を注視する取り組みを行います。

③これからの気候訴訟の支援

現在、日本国内における気候訴訟は、若者気候訴訟が係属中となっています。被告企業は、日本の主な発電事業者10社で、神戸製鋼所と関西電力も含まれています。神戸石炭訴訟原告・弁護団は、こうした繋がりから、裁判の傍聴支援や経験交流を行ってきました。また、原告は、若者が中心で学業と並行した訴訟活動となり、それぞれ負担を抱えながら奮闘されています。こうしたことから、傍聴支援・経験交流を通じた世論形成への取り組みを実施し、訴訟活動を後方支援できればと考えています。

④フィールドワーク・研修の受け入れ

気候危機の深刻化を受けて、より身近に気候変動の問題を考える機会を模索する動きがあります。そうした中で、これまで神戸の石炭火力問題に取り組んできた「神戸の石炭火力発電を考える会」へ、フィールドワークの実施や、団体の職員研修の依頼を受ける機会が増えてきました。今後も、こうした機会を通じて、神戸の公害の歴史、気候変動問題が身近であることを伝え、市民運動の役割について発信していきます。



若者気候訴訟HP:<https://youth4cj.jp/>



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル

神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)
<https://kobecomclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会
<https://kobesekitan.jimdo.com/>